

○国立大学法人埼玉大学工学部における早期卒業に 関する規程

〔平成20年6月27日
規則第109号〕

改正	平成23. 3. 9	22規則89	平成24. 3. 2	23規則27
	平成25. 7. 26	25規則12	平成27. 2. 19	26規則52
	平成28. 3. 8	27規則95	平成29. 3. 8	28規則42
	平成30. 3. 8	29規則45	平成31. 3. 8	30規則41
	令和3. 3. 9	2規則45		

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人埼玉大学早期卒業に関する規則第5条に基づき、工学部における早期卒業に関し、必要な事項を定める。

(早期卒業の時期)

第2条 早期卒業の時期は、4年次第2学期終了時とする。

(早期卒業対象者の基準)

第3条 早期卒業の対象となる者は、3年次第2学期終了時において、別表に掲げた成績順位及び要件を満たさなければならない。

(早期卒業の申請及び予定者の認定)

第4条 早期卒業を希望する者は、3年次第2学期終了時に早期卒業申請書(別記様式)を所属する学科長を経て工学部長に提出するものとする。

2 早期卒業予定者の認定は、早期卒業希望者の申請に基づき、工学部教授会の審査を経て工学部長が行う。

3 工学部長は、前項の認定を行った際は、学長へ報告する。

(卒業研究等)

第5条 早期卒業予定者として認定された者は、3年次第3学期から特別に卒業研究等を履修できるものとする。

附 則

この規程は、平成20年6月27日から施行する。

附 則 (平成23. 3. 9 22規則89)

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

2 この規程施行の際、前日から引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則 (平成24. 3. 2 23規則27)

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

2 この規程施行の際、前日から引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則 (平成25. 7. 26 25規則12)

この規程は、平成25年7月26日から施行する。

附 則（平成27. 2. 19 26規則52）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28. 3. 8 27規則95）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29. 3. 8 28規則42）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30. 3. 8 29規則45）

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

2 この規程施行の際、前日から引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成31. 3. 8 30規則41）

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

2 この規程施行の際、前日から引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（令和3. 3. 9 2規則45）

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

2 この規程施行の際、前日から引き続き在学する者については、なお従前の例による。

別表（第3条関係）

学 科	成績順位	要 件
機械工学・システムデザイン学科	上位5位以内	1 3年次第3学期及び第4学期に単位が修得される予定の必修科目を除いた卒業研究着手要件が満たされていること。 2 面接の結果、早期卒業の対象者として相応しいと判断されること。
電気電子物理工学科	上位3位以内	1 電気電子物理工学実験Ⅲを除く卒業研究履修条件を満たしていること。 2 面接の結果、早期卒業の対象者として相応しいと判断されること。
情報工学科	上位3位以内	1 情報工学総合演習及び実践的システム開発演習を除く卒業研究着手要件を満たしていること。 2 面接の結果、早期卒業の対象者として相応しいと判断されること。
応用化学科	上位3位以内	1 応用化学実験Ⅳ及び科学技術英語を除く卒業研究履修条件を満たしていること。 2 面接の結果、早期卒業の対象者として相応しいと判断されること。
環境社会デザイン学科	上位3位以内	1 課題探求型演習Ⅱ、テーマ研究及び卒業研究を除く卒業に必要な単位を修得していること。 2 面接の結果、早期卒業の対象者として相応しいと判断されること。

